

多摩都市計画地区計画の変更（稲城市決定）

都市計画上谷戸地区地区計画を次のように変更する。

名	称	上谷戸地区地区計画
位	置 ※	稲城市若葉台一丁目地内
面	積 ※	約 14.3ha
地区計画の目標		<p>本地区は、周囲を多摩ニュータウンの公園緑地に囲まれた、昔ながらの静かなたたずまいが残る、緑豊かで良好な居住環境が形成されている住宅地である。</p> <p>本計画は、市民交流の場である上谷戸親水公園を軸に自然環境の維持及び保全を図るとともに、良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	戸建住宅を主体とする低層住宅と上谷戸親水公園をはじめとする緑豊かな自然との調和を図り、うるおいと落ち着きのある土地利用の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	地区内の良好な住環境を維持及び保全するため、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	緑豊かでうるおいのある街並み形成を図るため、生垣などによる沿道緑化及び敷地内緑化に努める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	130㎡ ただし、市長が公益上やむを得ないと認める場合は、この限りでない。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 計画図に示す1号壁面線の道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。 (2) その他の道路境界線までの距離は、0.5m以上とする。 (3) 隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。
			ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。 (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	(1) 屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調とする。 なお、色彩については、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインによるものとする。 (2) 建築物の屋根は、勾配屋根とする。ただし、物置、車庫等の附属建築物は、この限りでない。
		垣又はさくの構造の制限	(1) 道路に面する部分にあっては、生垣又は透視可能なさくとする。 ただし、その基礎で地盤面からの高さが60cm以下のもの及び門柱にあっては、この限りでない。 (2) イブキ類の樹木は、使用してはならない。

「区域及び壁面の位置は、計画図表示のとおり」

※は知事協議事項

理由 稲城市景観色彩ガイドラインの施行に伴い、良好な景観形成の誘導を図るため、地区計画を変更する。